

第16回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年10月30日(水曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	6番 原 美智子
7番 島田 正明	9番 樋富 美行	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

4番 前原 良行	5番 金西 章	8番 豊田 泉朱	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	16番 井村 美江		

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三
7区 徳山 守	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3区 松本 雅史	6区 市山 賢光	8区 手塚 博
----------	----------	---------

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」

報告

- 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」
- 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第16回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、9番樋富美行委員、17番森博之委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、4番前原委員、8番豊田委員、12番増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数3件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積357㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は譲受人のおばにあたる親戚関係です。譲渡人は以前より県外に住んでおり、今後も県内に帰ってくる見込みがなく、自身での耕作が困難なことから農地の取り扱いに困っていたところ、譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

申請地は、山の中にある農地になりますので、たけのこを栽培するとのことでございます。また、譲受人は、自身で農業経営をしておりませんが、実家の手伝いをしていることから耕作経験は十分でございます。

以上のことから、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われれます。

なお、担当の増井委員は本日欠席されておりますが、事前に特に問題ないのご意見を伺っております。

以上でございます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、面積843㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

譲渡人は農業廃止を考えており、所有する農地の処分について検討していたところ、当該農地の隣地を耕作している譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われまます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。譲受人の水田が、譲渡人の水田の奥にあって、それまでは、譲渡人の水田を通らせてもらって耕作をしていたのですが、この度、譲渡人との売買の話がまとまったので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどを宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積2,004㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は耕作面積を拡大しようと考え農地を探していたところ、自身の所有農地に近い申請地を取得したいと希望し、交渉した結果、所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当し

ておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま

す。
なお、申請地は、賃貸借契約が結ばれておりましたが、後ほど、報告第2号でご報告させていただくとおり、合意解約が成立しております。

それから、担当の豊田委員は本日欠席されておりますが、事前に特に問題ないとのご意見を伺っております。

以上でございます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数1件、1筆です

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、転用面積417㎡、転用目的は農業用倉庫、農業用資材置場、露天駐車場でございます。

申請者は、〇〇町在住で、自身の農地の他に賃借で8.1ha、合計面積約11.4haの農地を耕作している農業者でございます。

申請地は〇〇駅より西へ約320mに位置する市街化調整区域内の農地ですが農業振興地域外なのである為、除外の必要がない農地でございます。

農地区分は鉄道の駅より概ね300m以内に位置することから3種農地と判断されます。

申請地は自宅の至近であり収納物の管理上都合がよく、農業用倉庫の敷地として最適であることから平成20年に自身が建設致しました。倉庫以外の敷地についてもその時から、露天でも保管が可能な農業用資材を置き、また、雇用する従業員用の車や農業用車両の駐車場所として利用してきました。この度、現況と地目を農地法の適用状態にする為、4条申請が提出された追認案件となります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、盛り土等は行わず現況のまま利用

するとのことで、今後も支障はないものと考えますが被害防除には万全の措置を講じ、万が一苦情等が発生した場合には転用者にて責任をもって解決するとされています。

排水については、上水道は設けず雨水については地下浸透といたします。

地元土地改良区から申請地は対象でない旨の証明書が添付されており、倉庫を建築してしまったことについて、今後は農地法を遵守するとの始末書も添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の賀出委員さん、何か補足事項がありましたらお願いします。

11番 賀出委員

担当の賀出です。現在も、農業用倉庫、農業用資材置場、露天駐車場として使用されていて、周辺農地の営農への支障はないように思われます。ご審議のほど、宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数1件、1筆です

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、事務局から審議内容について説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、転用面積961㎡、転用目的は太陽光発電施設でございます。

申請者は、〇〇に本社を置き〇〇や〇〇に支店を持ち、住宅の設計や建設、太陽光発電システムの開発や販売等を行っている事業所でございます。

申請地は〇〇駅より北へ約230mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内に存在する

農地ですが、既に除外が行われています。

農地区分は鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地であることから3種農地と判断され、太陽光発電設備の設置は可能でございます。

この申請人は太陽光発電施設の建設を計画し適地を探していたところ、日当たりを妨げるものがなく発電能力が高いと考えられる土地を所有している者が、高齢により体力の衰えから農作業ができず、苦慮していたことから協議した結果、この度の5条申請となりました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、土砂等の敷設はなく整地のみであることから周囲への支障はないものと考えます。

排水については、上水道は設けず雨水については地下浸透といたします。

また、近隣の土地作物等に悪い影響を与えず十分気を付けるとのことですが被害を及ぼすようなことがあった場合は転用者が責任をもって対処するとされており、転用についても問題がない旨の意見書が土地改良区より提出されています。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の山越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 山越委員

担当の山越です。現地に確認に行ってみましたが、現地又は周辺の農地にも問題ないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は14件、29筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を

朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

6ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。

それでは、議案第4号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第4号については、可決と認めます。

以上で議案第4号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、面積69㎡で、水路の土揚場として、届出が提出されております。届出地の北側が水路となっており、この水路の土揚場として以前から利用されていたようでございます。届出地の南側に隣接してアパートがあり、このアパートの売買に併せて、一緒に所有権移転するとのことで、このまま土揚場として使用するとのことです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

それでは、議案書の10ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数5件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

報告は、以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時55分

会議録署名委員 9番 樋富 美行 委員 17番 森 博之 委員